

## 高取町交流拠点施設ワニナル管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高取町交流拠点施設ワニナル（以下「交流拠点施設」という。）の管理に関し、高取町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び高取町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の補足事項を定めるものとする。

(開館時間の変更など)

第2条 規則第2条及び第3条の規定により、交流拠点施設の開館時間及び休館日の変更並びに臨時に休館日を定めることができるのは、町長が必要と認めるときを除き、次のとおりとする。

- (1) 設備点検などによりやむを得ないとき。
- (2) 非常災害などが発生したとき。
- (3) 施設の使用に著しい影響を及ぼす事態が発生したとき。

(使用時間)

第3条 コミュニティースペースの使用時間には、準備、片付けや清掃など、原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用期間)

第4条 コミュニティースペースの使用期間は、引続き3日を超えることはできない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用定員)

第5条 コミュニティースペースの定員は30人とし、これを超えて使用してはならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用許可申請)

第6条 規則第4条の規定によるコミュニティースペースの使用許可申請は、使用日の6か月前から先着順に受け付ける。

- 2 コミュニティースペースの使用許可申請の期限は、原則使用日の前日までとする。なお、使用に支障がないときは、使用日の当日でも受け付けるものとする。
- 3 高取町が町の主催行事で使用するときは、使用日の12か月前から受付ができるものとする。
- 4 申請者は、コミュニティースペースの使用に関し全責任を負うものとする。

(使用許可の制限)

第7条 条例第6条の規定によるコミュニティースペースの使用許可の制限は、次のときにも適用する。

- (1) 火気の使用又は臭気若しくは騒音を発生させるおそれのあるとき。
- (2) 営利目的で行う物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。
- (3) 葬儀若しくは告別式又はこれらに類することを目的として使用しようとするとき。

(使用の条件)

第8条 コミュニティースペースを使用する者（以下「使用者」という。）は、交流拠点施設使用許可書を施設管理者に示さなければならない。

- 2 町長が管理上必要と認めるときは、使用者が使用中に施設管理者を立ち入らせることができる。この場合、使用者は施設管理者の立ち入りを拒むことはできない。

- 3 使用者は、持ち込んだ物品をその都度持ち帰るものとする。コミュニティースペースでの保管は認めない。
- 4 使用者が施設管理者の指示に従わなかったときは、以降のコミュニティースペースの使用は一切認めない。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。